

令和 2 年 第3回

色麻町農業委員会総会議事録

令和 2 年 3 月 25 日 (水)

色麻町農業委員会議事録

令和2年3月25日、色麻町農業委員会を役場会議室に招集した。

・招集委員

番 号	担 当	氏 名
1	農 政	阿 部 きよ子
2	農 政	早 坂 成 弘
3	農 地	関 井 鉄 夫
4	農 政	大 泉 貞 行
5	農 地	鎌 田 一 宣
6	農 地	欠員
7	農 地	佐 藤 信 子
8	農 地	堀 籠 慶 浩
9	農 政	早 坂 勝 一
1 0	農 政	高 橋 たえ子
1 1	農 政	畑 中 長 悦
1 2		堀 籠 勝 恵

・出席委員 11名 ・欠員 1名 ・欠席委員 0名

・会議録書記 遠藤 由美 ・事務局長 山田 栄男

議決事項	第 7 号議案	農地法第 3 条の規定による許可決定について
	第 8 号議案	農用地利用集積計画（案）の意見決定について
	第 9 号議案	農用地利用配分計画（案）の意見決定について
	第 10 号議案	令和 2 年度農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の公表について
	第 11 号議案	農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定について

議 長

皆様、大変ご苦労様です。
定刻でございますので、只今から始めたいと思います。
本日の出席委員は 11 名全員でございます。
定足数に達しておりますので、只今より、第 3 回色麻町農業委員会総会を開会いたします。
それでは、色麻町農業委員会会議規則第 22 条第 3 項の規定により、議事録署名委員を私から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。

議 長

【異議なしの声あり】

それでは、11 番 畑 中 長 悦 委員、1 番 阿 部 きよ子 委員にお願いいたします。

議 長

議事に入る前に一言ご挨拶申し上げます。
・・・省略・・・

議 長

それでは、議事に入ります。
第 7 号議案 農地法第 3 条の規定による許可決定についてを議題といたします。

議 長

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

第 7 号議案 農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 3 条の規定による許可決定について。
上記について下記のとおり農業委員長あての許可申請を受けつけたので審議されたい。
記については省略させていただきます。

議 長

番号 8 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 8 番 譲渡人 ○○ さん、譲受人 ○○ さん、申請地 大字高清水○ー○ 外 27 筆、地目 田及び畑、地積 40, 531 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。
なお、譲受人の取得後の農地の効率利用、労働力や機械の所有状況の面からみても問題なく、農業委員会の定める別段の面積基準も超えており、許可要件を満たしております。

議 長	内容の説明が終わりました。 現地調査の報告を 11 番 畑 中 長 悦 委員よりお願いします。
畑中委員	それでは、番号 8 番について、現地確認の報告をいします。 去る、3 月 10 日、担当委員 堀 籠 会 長、高 橋 たえ子 委員、それに私と、遠藤次長の 4 名で現地を確認して参りました。 申請地の内容は、先ほど事務局が申し上げたとおりでございます。 確認事項につきましては、申請農地の利用状況、管理状況を確認して参りました。 なお、申請地の利用状況、管理状況につきましては、善良に管理されており、問題ないと見て参りましたが、委員皆様のご審議をよろしくお願い申し上げ、報告と致します。
議 長	ご苦労様でした。 現地確認の報告が終わりました。それでは採決に入ります。 番号 8 番についてご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 8 番は可と決しました。 以上を以て、第 7 号議案、番号 8 番は、原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	次に、第 8 号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	第 8 号議案 農用地利用集積計画（案）の意見決定について。 農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号 18 番 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局長	番号18番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四電字東原〇ー〇 外1筆、地目 田、地積 9, 398㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
阿部委員	契約期間が3年と短期間ですが、どのような事情ですか。
事務局長	年齢的な体力面のことから3年の契約となりました。
議 長	他にございませんか。
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】 全員賛成ですので、番号18番は可と決しました。 続いて、番号19番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号19番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四電字東原〇ー〇 外7筆、地目 田、地積 35, 236㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
大泉委員	賃借料が参考賃借料より高く設定していますが、理由をお聞かせください。

事務局長	草刈り等の作業を貸人が行うことによりこの金額となりました。
議 長	他にございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号１９番は可と決しました。 続いて、 番号２０番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号２０番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 一の関字新西原前〇ー〇、地目 田、地積 ２， ２ ２ ０ ㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号２０番は可と決しました。 続いて、 番号２１番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号２１番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新根岸〇ー〇 外 ２筆、地目 田、地積 ４， ２ ０ ４ ㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号 2 1 番は可と決しました。
続いて、**番号 2 2 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号 2 2 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字根岸〇ー〇 外 6 筆、地目 田、地積 9, 6 6 6 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議長 異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、番号 2 2 番は可と決しました。
続いて、**番号 2 3 番**は、○○ 委員が貸借人となっている議事のため、農業委員会法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います

【退席後】

議長 番号 2 3 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 番号 2 3 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字高台堂〇 外 4 筆、地目 田、地積 1 1, 9 6 6 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

議長 内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 3 番は可と決しました。
	【着席後】
議 長	続いて、 番号 2 4 番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 2 4 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字新新田○ 外 3 筆、地目 田、地積 4, 3 1 0 m ² 、適要につきましては記載のとおりでございます。
	設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
佐藤委員	賃借料が参考賃借料より高い理由をお聞かせください。
事務局長	貸人が、草刈り、水管理等を行うためであります。
早坂(勝)委員	それだけではないと思います。全般的に作業の提供を行って協力しあっているという理解しております。
議 長	他にございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 4 番は可と決しました。
	続いて、 番号 2 5 番 、 番号 2 6 番 は、○○ 委員の家族が貸借人となっている議事のため、農業委員会法第 3 1 条第 1 項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います
	【退席後】
議 長	番号 2 5 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長	番号 2 5 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 高城字福田前○○ 外 2 筆、地目 田、地積 3, 0 8 2 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 5 番は可と決しました。 続いて、番号 2 6 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 2 6 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 高城字新上高城 7 3 - 1 外 3 筆、地目 田、地積 3, 6 2 5 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号 2 6 番は可と決しました。 【着席後】
議 長	続いて、番号 2 7 番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号 2 7 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 志津字新西北田○○ 外 1 筆、地目 田、地積 3, 6 7 6 m²、適要につきましては記載のとおり

事務局長

りでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農者の ○○ さんと利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号 27 番は可と決しました。

続いて、**番号 28 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 28 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 小栗山字上大谷地 ○ー○ 外 2 筆、地目 田、地積 13, 101 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号 28 番は可と決しました。

続いて、**番号 29 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 29 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 大衡村大衡 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 高城字宮 ○ー○ 外 2 筆、地目 田、地積 3, 051 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと利用権の再設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号29番は可と決しました。

続いて、**番号30番**は、〇〇 委員が貸借人となっている議事のため、農業委員会法第31条第1項の規定に基づく議事参与の制限により、議事の審議終了まで退席願います。

【退席後】

議 長

番号30番、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号30番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 〇〇 さん、設定を受ける者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 大字新大原〇ー〇 外4筆、地目 田、地積 7, 341 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 〇〇 さんが、経営規模の拡大を計画している認定農者の 〇〇 さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号30番は可と決しました。

【着席後】

議 長

続いて、**番号31番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号31番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 大崎市古川 〇〇 さん、設定を受ける者 〇〇 さん、設定をする土地の所在 四竈字大原 〇ー〇 外5筆、地目 田、地積 10, 044 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の 〇〇 さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の 〇〇 さんと新規に利用権の設定を

事務局長	するものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
堀籠委員	所在が大原の面積を確認させてください。
事務局長	1筆、1, 0 2 1 m ² です。
議 長	他にございませんか。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号3 1番は可と決しました。 続いて、 番号3 2番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号3 2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字新本郷〇ー〇外2筆、地目 田、地積 4, 6 0 2 m ² 、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号3 2番は可と決しました。 続いて、 番号3 3番 、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	番号3 3番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字杣木町〇ー〇外2筆、地目 田、地積 5, 1 2 5 m ² 、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号 3 3 番は可と決しました。

続いて、**番号 3 4 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長

番号 3 4 番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 四竈字沼川原〇ー〇 外 6 筆、地目 田、地積 9, 6 5 4 m²、適要につきましては記載のとおりでございます。

設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、経営規模の拡大を計画している認定農業者の ○○ さんと新規に利用権の設定をするものでございます。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

高橋委員

賃借料が参考賃借料より低い理由をお聞かせください。

事務局長

用水路の不備や自整理しているが形状が不正形でもあり、豆等の作付けになってしまうことや、地形的に低く冠水しやすい場所でもあることが理由でございます。

議 長

他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

【全員挙手】

議 長

全員賛成ですので、番号 3 4 番は可と決しました。

続いて、**番号 3 5 番**、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長	番号35番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字一ツ家〇ー〇 外9筆、地目 田、地積 6, 960㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。 設定理由といたしましては、労力不足の ○○ さんが、農地中間管理事業を利用し新規に利用権の設定をするものでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号35番は可と決しました。 以上をもって、第8号議案、番号18番から番号35番は原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	次に、第9号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	第9号議案、農用地利用配分計画（案）の意見決定について。 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第19条第3項の規定に基づき、色麻町長より農業委員会の意見を求められたので審議されたい。 記については省略させていただきます。
議 長	番号2番、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。
事務局長	番号2番、権利の種類 賃貸借、設定をする者 ○○ さん、設定を受ける者 ○○ さん、設定をする土地の所在 黒沢字一ツ家〇ー〇 外9筆、地目 田、地積 6, 960㎡、適要につきましては記載のとおりでございます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。 【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方

議 長	は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、番号２番は可と決しました。 以上をもって、第９号議案、番号２番は原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	次に、第１０号議案、令和２年度 農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報（案）の公表についてを議題といたします。 事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第１０号議案 令和２年度 農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報（案）の公表について。 令和２年度 農作業標準賃金額（案）及び賃借料情報の提供（案）を別紙のとおり定めたいので審議されたい。 記につきましては、別紙に基づきご説明いたします。
事務局長	１０ページが令和２年度の案になります。１１ページは平成３１年度の賃金額を記載してございます。 なお、変更箇所はアンダーラインを引いて記載しております。 この件につきましては、先月、先々月の全員協議会で協議をして頂き、一般作業賃金について、７，０００円であったものを８，０００千円に変更することとしたものでございます。 なお、標準額の８，０００円は普通作業の場合であり、軽作業は除くものとして摘要欄に記載いたしました。 そのほかの標準額は前年度と同額でございます。
事務局長	また、令和２年度の賃借料情報の提供につきましては、平成３１年１月から令和元年１２月までの、賃貸借の契約単価の実績に基づき、平均賃借料を算出し、それを賃借料情報のＡ，Ｂ，Ｃの区分により提供額としております。 算定結果については、Ａ区分が１０，６２１円、Ｂ区分が１０，１８５円、区分Ｃの実績はありませんでした。 なお、普通畑は、実績件数が数件であり賃借料情報とほぼ同額でございました。 以上のことから、令和２年度農作業標準賃金額は、一般作業を８，０００円とし、そのほかについては前年度と同額とする。

事務局長	また、賃借料情報の提供額は、前年度と同額としたいと考えますので、よろしくご審議ねがいます。
議 長	内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。
	【異議なしの声あり】
議 長	異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
	【全員挙手】
議 長	全員賛成ですので、第 10 号議案については、原案のとおり可と決定いたしました。
議 長	次に、 第 11 号議案 農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定についてを議題といたします。
議 長	事務局より議案の朗読と説明をお願いします。
事務局長	第 11 号議案 農地の権利取得時における下限面積（別段の面積）の設定について
事務局長	下限面積につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 5 号において権利移動を制限する判断基準として 50 アールと規定されております。 ただし、平成 21 年に施行された改正農地法では、農業委員会は政令で定める基準、（議案書の（参考）として記載している農地法施行規則第 17 条第 1 項及び第 17 条第 2 項でございます。）に基づき、町の区域内の全部又は一部について、50 アールの範囲内で下限面積（別段の面積）を定めることができるとされております。 また、「農業委員会の適正な事務実施について」（平成 22 年農林水産省通知）の改正により、毎年、下限面積の設定又は修正の必要性について審議することを農業委員会に求められています。 以上のことから（1）の農地法施行規則第 17 条第 1 項及び（2）の農地法施行規則第 17 条第 2 項の適用から判断し、現行の下限面積（別段の面積）である 50 アールの変更は行わないとするものであります。 理由については、議案書（1）の規則第 17 条第 1 項では、50 アール未満の農家の数が、農家総数の概ね 4 割以下にならないように設定しなければならないとされており、色麻町における 50 アール未満

事務局長

の農家数は、すでに農家総数の概ね２割となっていることから、下限面積を下げられない状況にあります。

また、議案書（２）の規則第１７条第２項では、遊休農地が相当程度存在する場合や、５０アールに満たない小面積の農地利用者が増加しても、地域における集団的な農地利用や共同化等に支障を及ぼす恐れがないことが、地域の農地の保有や利用の状況、そして将来の見通しを勘案し定めることができることとなっており、色麻町においては、遊休農地率は１％程度と他市町村と比較しても低い状況にとどまっていること。また、農地の集団的利用、農作業の共同化を推進している状況にあり、土地利用型農業が主体の本町において、小規模農家が増え点在することにより、これらに支障を及ぼしかねない状況が発生するものと想定されるところであります。

かりに、今後、５０アール未満とする下限面積を設定する場合には、空き家の敷地に接するなどの農地の取得が原因で空き家対策が進まない場合や、高収益型園芸などを目指す新規就農者の支援対策の場合などが想定されますし、地域や所在の限定も考慮すべき点であります。

農業委員会として委員の皆様と検討していくべきものと考えております。

ただし、現時点での下限面積（別段の面積）５０アールの変更は行わないとするものでありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

議 長

内容の説明が終わりました。ご発言いただきます。

畑中委員

空き家対策については、町の産業振興課、担い手支援センター、ほか関係機関と農業委員会が連携し対策が必要と考えます。

議 長

今回は、基本の下限面積でありますので、それを基本として、空き家対策など対応して参りたいと思います。本日お渡しした大崎市の広報にも記載されております。今後その件については検討していきたいと思いますのでよろしくお願いします。

議 長

他にございませんか。

【異議なしの声あり】

議 長

異議なしの声がありますが、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

議 長

【全員挙手】

全員賛成ですので、第 11 号議案は原案のとおり可と決しました。

議 長

本日附議されました案件につきましては、以上であります。

議 長

第 3 回 色麻町農業委員会総会を閉会いたします。

開会時刻：午前 10 時 00 分

閉会時刻：午前 11 時 05 分

上記会議の顛末を記載し、相違ないことを証する。

令和 2 年 3 月 25 日

議 長（会長） 堀 籠 勝 恵

署 名 委 員 畑 中 長 悦

署 名 委 員 阿 部 きよ子